

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、贈与税決定処分取消等請求上告受理申立事件

国側当事者・国(杉並税務署長)

平成22年11月12日受理

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年5月23日判決、本資料257号-108・順号10717)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年1月23日判決、本資料258号-10・順号10868)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号贈与税決定処分取消等請求事件について、同裁判所が平成20年1月23日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあった。申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たるが、申立ての理由中、相続税法(平成15年法律第8号による改正前のもの)1条の2第1号にいう「住所」の解釈適用の誤りをいう点を除く部分は、重要でない認められる。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理する。

申立ての理由中、相続税法(平成15年法律第8号による改正前のもの)1条の2第1号にいう「住所」の解釈適用の誤りをいう点を除く部分を排除する。

平成22年11月12日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 須藤 正彦

裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫

裁判官 千葉 勝美

当事者目録

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	藤田 耕三 石川 達紘 渡邊 洋一郎 古川 晴雄 小田 修司 錦戸 景一 花野 信子 木谷 太郎 新里 清高 鈴木 智也
相手方	国
同代表者法務大臣	柳田 稔
処分行政庁	杉並税務署長 渡邊 定義
同指定代理人	新田 智昭 小山 綾子 中嶋 明伸 石川 裕一 西川 英之 吉田 俊介 出田 潤二 大宮 由紀枝 山中 義一 櫻井 和彦 伊藤 仁志 佐藤 直志